

議案第五十一号

港区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則について

令和六年七月二十二日

港区教育委員会

令和6年7月22日
教育委員会議案資料 No. 2

令和6年7月22日
教育委員会議案資料 No. 2－2

港区社会教育指導員設置等に関する規則（案）
港区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和四十年港区教育委員会規則第二号）を
廃止する。

付 則

1 この規則は、令和六年八月一日から施行する。

港区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則について

審議内容

港区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和40年港区教育委員会規則第2号）を廃止します。

1 背景・経緯

令和2年4月1日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行され、特別職及び臨時的任用の任用要件が適正化されるとともに、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が開始されました。

これまで、特別非常勤職員として任用していた港区社会教育指導員は、令和2年4月1日から、港区会計年度任用職員設置要綱に基づき会計年度任用職員として任用することとなったため、港区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和40年港区教育委員会規則第2号）を廃止することといたします。

2 施行日

令和6年8月1日